

4. Column③ : 【離婚問題】 不貞相手を訴えたい! ③

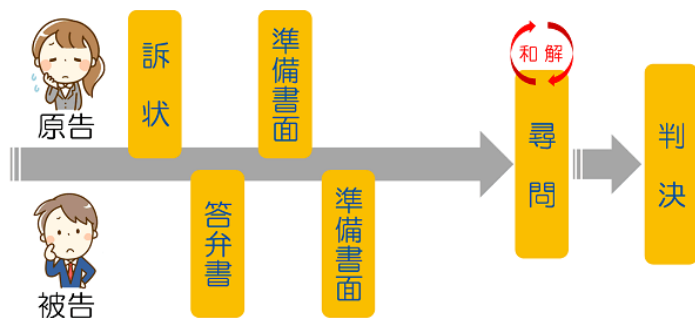
当事務所では、不倫・不貞行為に及んでしまった方、逆に不倫・不貞行為をされてしまった方、いずれからも多数のご相談を受け、解決してきた実績があります。

今回は、前回に引き続き、他方配偶者に不倫・浮気をされてしまった方が、「不貞相手を訴えたい!」と思ったときにご留意いただきたいことをお伝えします。

1. 慰謝料請求の裁判の流れ

裁判の流れ

- ① 1~2ヶ月に1回のペース
- ② 通常は代理人のみの出廷で対応可



● 訴えの提起

裁判離婚にあたっては、訴状を裁判所に提出することになります。

① 訴状の書式

各地の家庭裁判所に定型用紙が用意されています。また、裁判所 HP からダウンロードすることができます。

② 管轄

裁判離婚の管轄は、原則として原告または被告どちらかの住所地を管轄する家庭裁判所となります。

③ 附帯処分等の申立

裁判離婚の際には、離婚請求とともに、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産分与、年金分割に関する処分（附帯処分）の審理を行うことができます。

● 裁判離婚の手続

① 第1回 口頭弁論期日

通常は代理人のみの出席で対応します。訴状及び答弁書の陳述が行われた後、次回期日の指定がなされます。

✓ 請求認諾の可否

被告は、離婚請求については認諾することができます（人事訴訟法37条1項）。

附帯処分の申し立てや、親権者の指定が必要な場合は、離婚請求の認諾はできません（人事訴訟法37条1項但書）。

✓ 被告が欠席した場合

人事訴訟では民事訴訟法159条は適用されません（人事訴訟法19条）。したがって、被告が欠席したとしても、擬制自白が成立したものとして結審することはできません。

✓ 調停前置主義との関係

調停をせずに訴えを提起した場合や、調停を申し立てているものの実質的な話し合いがなされていない場合には、第1回口頭弁論期日において事件は調停に付されることとなります。

✓ その後の弁論期日

第2回期日以降は、各争点に関する主張・立証を当事者双方で行って進めていくこととなります。

● 裁判離婚の終了

① 判決

離婚等とともに附帯処分の申立を行った場合でも、1つの判決の中で判断が示されることとなります。したがって、判決のうち、離婚請求に不服はなく、附帯処分に不服があった場合でも、不服申立て方法は、判決に対する控訴となります（即時抗告とはなりません）。

② 和解

裁判離婚でも、訴訟上の和解が認められています（人事訴訟法37条）。

③ 訴訟終了後の手続

裁判離婚が終了すると、判決正本、和解調書正本または認諾調書の正本が送達されます。

● 慰謝料請求の留意点

不倫・不貞を立証する証拠はあるか？

- ・ 不倫・不貞を認める念書・謝罪文
- ・ 写真、動画
- ・ メール
- ・ ライン
- ・ Facebook メッセンジャー
- ・ 調査報告書
- ・ 手紙
- ・ 日記・手帳
- ・ レシート（ホテル等の出入り）

不倫・不貞相手に対する慰謝料請求をする場合には何よりも証拠がなければ始まりません。不倫や不貞を裏付ける証拠の一例は、左図のようなものが考えられます。

実際の裁判の場面では、複数の証拠を組み合わせることによって、初めて不倫や不貞行為を立証することができるというケースも珍しくありません。

また、これらの証拠は個人のプライバシーにも関わりますので、法廷に証拠として出すことで問題ないかどうかは、慎重に考えなければいけません。

● 慰謝料請求の争点

✓ 争点① 不貞行為に該当するか

「不貞行為」とは具体的にどのような行為を指すのかを確認する必要があります。

肉体関係を有するまでに至らない場合であっても、「不貞行為」に該当することがありうるといえます。

（「不貞慰謝料請求事件に関する実務上の諸問題」判例タイムズ No1278・45 頁）

- ① 性交又は性交類似行為
- ② 同棲
- ③ 上記の他、一方配偶者の立場に置かれた通常人の立場を基準として、一方配偶者・他方配偶者の婚姻を破綻に至らせる蓋然性のある異性との交流・接触

✓ 争点② 婚姻関係が不貞行為当時既に破綻していたかどうか

他方配偶者が第三者と不貞に及んだとしても、婚姻関係破綻後に不貞に及んだ場合には、婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益があるとはいえないことから、不法行為が成立しないという抗弁があります（最三小判平 8.3.26）。

✓ 争点③ 婚姻関係が不貞行為当時破綻していると信じていたかどうか

不倫・不貞行為に及んだ相手方に対する慰謝料請求の法的根拠は不法行為責任にあります（民法 709 条、710 条）、不法行為責任が成立するためには、加害行為者に故意又は過失があることが必要です。言い換えれば、婚姻関係が不貞行為当時破綻していると信じていたのであれば、故意又は過失がなく、不法行為責任が成立しないこととなります。

✓ 争点④ 消滅時効

不法行為責任は、「損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する」（民法 724 条）と規定されています。

したがって、不貞行為を知ってから 3 年以上経過した後に慰謝料請求をする場合には、消滅時効が完成していることとなります。

詳しい情報は、当事務所「離婚問題サイト」をご覧ください！

離婚問題サイト ▶ <http://rikon.nagasesogo.com>

お一人で悩まず、まずは
お気軽にご相談ください。

